平成２１年（フ）第４８号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里３丁目２番12号
債務者　佐藤　大樹
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２８号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字稲荷前19番地22
債務者　新野みさ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２９号
宮城県塩竈市赤坂25番18号　グリーンヒル大進105号
債務者　長谷川みえ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３０号
宮城県岩沼市二木１丁目15番１号
債務者　齋藤みつ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
茨城県常陸大宮市泉468番地の５
債務者　瀧　　英治
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８５号
茨城県水戸市住吉町193番地の85
債務者　茂垣なつい
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６１５号
茨城県桜川市大泉1457番地
債務者　上野とも子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６１６号
茨城県桜川市大泉1457番地
債務者　上野　和行
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６１９号
水戸市千波町614―４、住民票上の住所水戸市自由が丘４番11号
債務者　植田　菊代
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２６号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3481番地315
債務者　横須賀　武
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６２８号
茨城県ひたちなか市外野１丁目34番６号　ブルースカイ103号
債務者　深谷　洋二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３０号
水戸市常磐町２丁目２番36号
債務者　関根　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３９号
茨城県常陸大宮市野中町659番地の７
債務者　小野　博子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４４号
水戸市吉沢町211番地の１　サマックスアメニティ105号
債務者　小沼　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５０号
千葉県君津市西坂田４丁目３番５号201
債務者　執柄　雅裕
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３４４号
金沢市桜町22番25号
債務者　井上　浩成
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４６２号
金沢市芳斉１丁目15番27号　芳斉住宅101号、従前の住所石川県河北郡津幡町字浅田甲39番地２
債務者　君　　和久
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４６３号
金沢市芳斉１丁目15番27号　芳斉住宅101号、従前の住所石川県河北郡津幡町字浅田甲39番地２
債務者　君　トシ子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
金沢地方裁判所